

長野県の過疎対策について

1 過疎地域自立促進特別措置法の改正

失効期限の延長：平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（6 年間）

指定要件追加：現行過疎市町村は継続指定（H17 年国調に基づく指定要件追加）

（県内）5 市町村の増（32 市町村 37 市町村）

過疎対策事業債の対象事業の拡充等

- ・ ソフト事業 の追加
 - 地域医療の確保、生活交通の確保、集落維持・活性化など住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業（基金の積立てを含む。）
- ・ 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加、小中学校の校舎等の統合要件を撤廃

2 県の取り組み

（1）県過疎地域自立促進方針（平成 22 年 8 月 26 日策定）

【基本的な方向】
 豊かな自然と共生する“日本のふるさと”の未来への継承
 人が輝き地域が輝く自立的・持続的な発展
 多様な主体の参画による地域づくりの推進

（2）県過疎地域自立促進計画（平成 22 年 11 月 19 日策定）

県が事業主体となって行う事業
 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

【主な事業の例】
 I ターンを促進するための事業、新規就農者支援事業、「信州道楽」誘客促進事業、過疎地域基幹道路代行事業、介護保険人材養成事業、へき地診療所の運営・整備、小規模小中学校の教育の充実 等

3 市町村の取り組み

（1）市町村過疎計画の策定状況

10 月までに策定済み・・・30 市町村、12 月までに策定予定・・・7 市町村

（2）過疎債を活用したソフト事業の例

- ・ 産業の振興・・・遊休荒廃地対策、有害鳥獣被害防除対策、スキー場の活性化
- ・ 交通通信体系の整備等・・・生活道路の維持修繕、生活路線バスの運行
- ・ 高齢者の福祉等・・・高齢者生きがい活動支援、子育て応援事業
- ・ 医療の確保・・・診療所の運営
- ・ 集落の整備・・・公営住宅の維持修繕